

防災対策の見える化

# 令和8年度 印南町の防災施策について



強靱で安全・安心なまちづくりを目指して



印南町 総務課  
危機管理



強靱で安全・安心な

まちづくりのために

## はじめに

印南町は平成29年4月に庁舎移転を行いました。これは災害発生時に防災の拠点となる庁舎の高台移転を目指すもので、津波の浸水想定区域外の地点になります。

印南町は約90年から150年周期で大規模な地震・津波による被害を受けています。また、例年、台風による風水害、土砂災害などの被害が発生しています。

このような中、町として町民の生命・財産を守るために、安全・安心なまちづくりを目指した防災施策に取り組んできました。

防災に関する取り組みには、当然、専門的な知識が必要ですが、専門的な知識を持った者だけでは、防災は成り立ちません。より多くの人に町の取り組みに関心をもってもらい、知ってもらうことが自分の命を守り、また町民の命を守ることに役立つと考えます。

また、それらの基本的な事柄は、誰もが理解できる分かりやすいものでなければなりません。そのような考えのもとで「防災の見える化」を作成しました。

## 目次

**住民の生命財産を守るために・・・P 2-3**

**災害発生時に備えた取り組みについて・・・P 4**

**その他国民保護関係の取り組み・・・P 5**

**自助の取り組み 事前に行える備えについて・・・P 6-7**

**共助の取り組み 地域で支え合う防災・・・P 8**

**公助の取り組み 情報伝達機器について・・・P 9-P 11**

**公助・共助の取り組み 避難先での情報伝達機器について・・・P 12**

**迅速かつ安全な避難のために 避難路の整備・・・P 13**

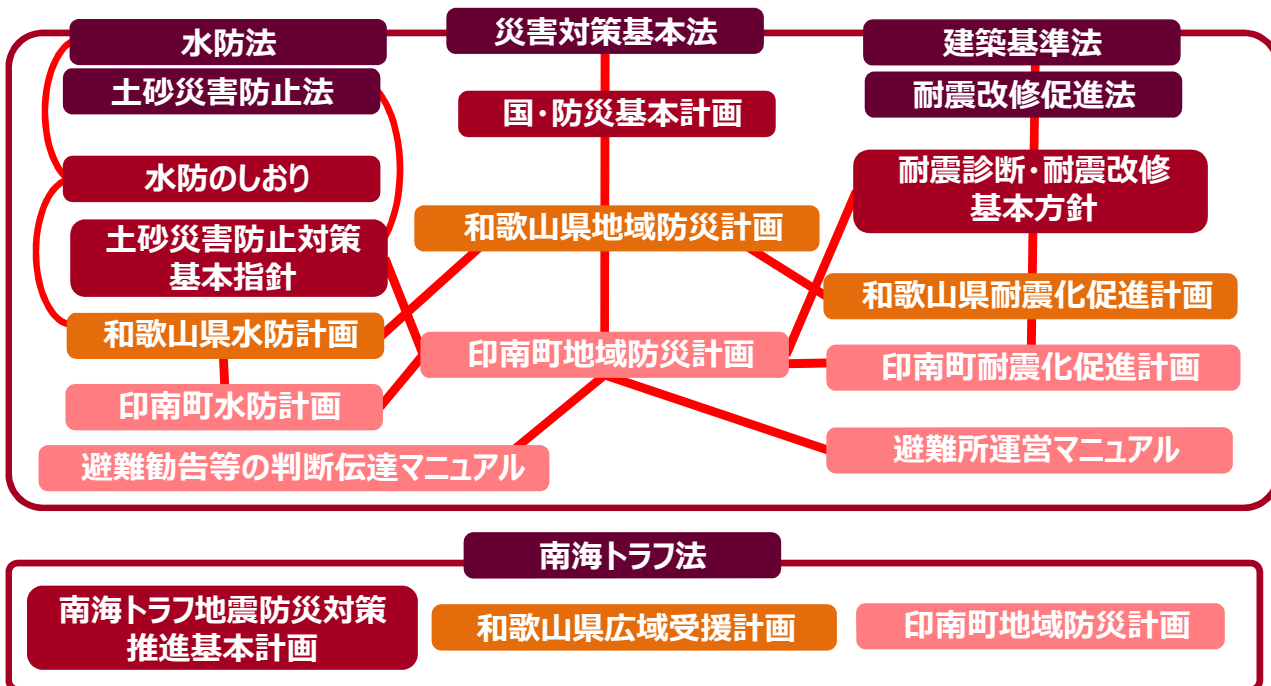
**避難環境の整備のために 避難生活の充実・・・P 14-P 15**

**避難環境の整備のために 感染症対策・・・P 16**

**消防・救急対策事業・・・P 17**

## ① 防災施策に関する根拠法等

強靱で安全・安心なまちづくりを目指して、印南町では以下の法令等に基づき各種の防災施策に取り組んでいます。防災に関連する主な計画等を取り上げています。



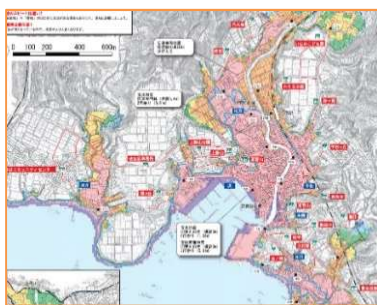
## ② 危険箇所等の周知(ハザードマップ)

印南町では国・県と連携して、津波・水害・土砂災害等に関する危険箇所等の周知をハザードマップにより表示しています。自分の住む地域がどのような災害リスクをもっているかを知っておきましょう。令和8年度には、和歌山県が新たに公表した「高潮浸水想定」及び「津波浸水想定」を踏まえ「高潮ハザードマップ」の新規作成、津波ハザードマップの更新を行います。

令和8年度中

○高潮ハザードマップ【新規作成】

○津波ハザードマップ【更新】



〔津波ハザードマップ〕



〔津波災害警戒区域図〕



〔ため池ハザードマップ〕



〔洪水・土砂災害ハザードマップ〕

ホームページから  
ハザードマップの  
閲覧ができます！



〔印南町ホームページ〕

### ③緊急時の町の防災体制について（災害対策本部）

印南町では災害時における防災体制として、以下のように定めています。  
災害対策本部は、印南町災害対策本部設置条例に基づき定められ、地域防災計画に則り町長（本部長）が設置します。平成30年度には地域防災計画の見直しが行われ、参集・配備体制が変更されています。



### ④緊急時の町の防災体制について（職員の参集体制）

印南町では通常の警報等から、大規模な地震・津波に至るまで職員の参集体制を定めています。  
※以下の通り参集体制を定めていますが、通常の災害においても参集可能な職員は、可能な限り参集する方針を取っています。

#### 準備体制

- 台風が接近する恐れがあるとき。 ○大規模な事故が発生したとき。
- 南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき。○町長が必要と認めたとき。

#### 第一号配備体制

- 暴風、大雨、洪水、高潮の各警報が発表されたとき。
- 印南町が台風の暴風域に入る恐れがあり、災害が発生する恐れがあるとき。
- 町内で地震が発生し、震度4以上を記録したとき。
- 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- 火災が発生したとき。（初動態勢は一部職員） ○町長が必要と認めたとき。

#### 第二号配備体制

- 災害救助法の適用を受けなければならないような災害が予想される時。
- 特別警報が発表されたとき。 ○津波に関する注意報・警報が発表されたとき。
- 災害対策本部を開設しなければならないような規模の災害が発生する恐れがあるとき。
- 町内で地震が発生し震度5弱を記録したとき。 ○町長が必要と認めたとき。

#### 第三号配備体制

- 災害救助法の適用を受けなければならないような災害が発生したとき。
- 災害対策本部を開設する災害が発生したとき。
- 町内で震度5強以上の地震を記録したとき。
- 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- 町長が必要と認めたとき。

## ⑤ 避難行動要支援者の把握と支援

### 概要・目的

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人を、迅速な避難を図るため特に支援の必要を要する人の把握と支援を行うため、個別避難計画の作成を行っています。

### 避難行動要支援者

印南町には、**避難行動要支援者は196人**（令和8年3月31日現在）

- |       |     |        |     |       |     |
|-------|-----|--------|-----|-------|-----|
| ○印南地区 | 43人 | ○稲原地区  | 32人 |       |     |
| ○切目地区 | 24人 | ○切目川地区 | 36人 | ○真妻地区 | 61人 |

## ⑥ 避難情報等の判断について

### 概要・目的

印南町については、風水害・土砂災害等が発生する恐れのある場合、事前に防災無線やホームページ、緊急速報メール（エリアメール）等で情報を伝達しています。

種類	拘束力	内容
避難指示（緊急）	強	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発せられるもので、「避難勧告」よりも拘束力が強くなります。
高齢者等避難	中	事態の推移によっては避難指示（緊急）発令を行うことが予想されるため、避難の準備を呼びかけるものです。要支援者など、避難に時間を要する人は避難を開始する必要があります。

## ⑦ 排水ポンプの整備

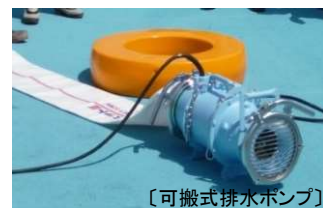
### 概要・目的

印南町では、印南地区と切目地区の**内水対策**として排水ポンプを整備しています。排水ポンプによる排水作業により水害の防御及び被害の軽減を図ります。

### 排水ポンプ及び発電機

内水対策のための排水ポンプ及び発電機を整備しています。

- ・可搬式排水ポンプ 4基 《保管場所：宇杉 ポンプ用倉庫》  
※排水量 5m<sup>3</sup> (5,000ℓ) /分
- ・据付式排水ポンプ 2基 《印南町商工会裏 排水ポンプ場》
- ・発電機 2基 《保管場所：印南町商工会、稲原防災センター》  
※発電機は出水期を除き上記施設にて、非常用電源としています。



〔可搬式排水ポンプ〕



〔印南町商工会裏〕

### 印南町排水ポンプ操作員設置要綱

排水ポンプによる排水作業により水害の防御及び被害の軽減を図り、公共の安全を保持するために、排水ポンプ操作を行う操作員の設置に必要な事項を定めています。  
（平成30年1月1日施行）・定数 20人以内 《隊長 1名、副隊長 1名》  
（操作員は、印南町職員の中から。隊長、副隊長については操作員の中から町長が任命します。）

## ⑧ 印南町国民保護計画

### 概要

武力攻撃やテロ等の武力攻撃事態等が発生した場合に、町が国・県・他の市町村関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ決めておくものです。以下の場合には、Jアラートにより町内に一斉伝達を行います。

### 対象とする事態

- ・武力攻撃事態：着上陸侵攻、ゲリラ等の攻撃、弾道ミサイル、航空攻撃。
- ・緊急対処事態：大規模工場、大型集客施設等への攻撃、放射能・化学剤・生物剤の散布、航空機等による自爆テロ等。

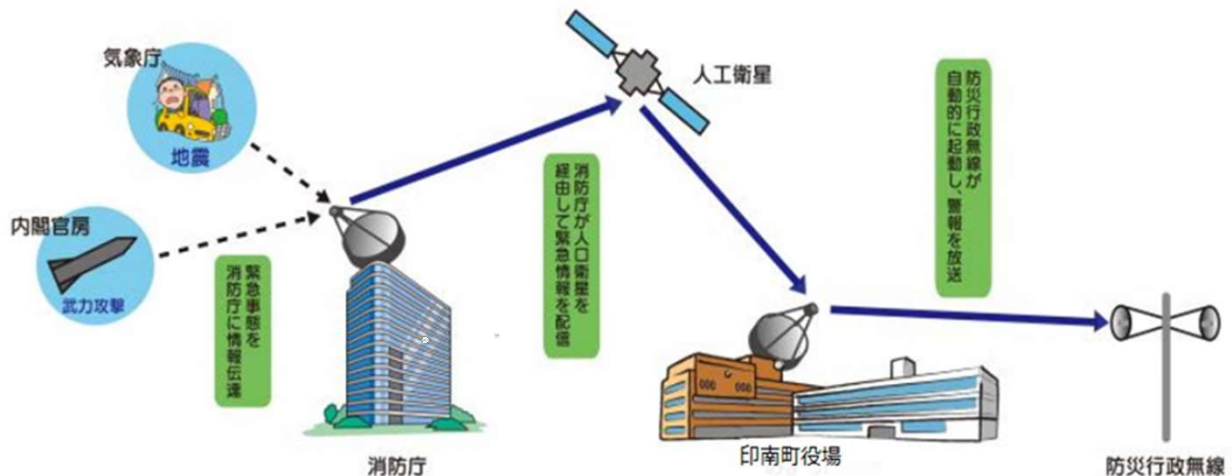
### Jアラート（全国瞬時警報システム）

Jアラートシステムとは、異常気象や地震・津波等の災害や、弾道ミサイル情報など、緊急かつ大規模に周知しなければならない情報を、各省庁から受信して、市町村の防災行政無線や戸別受信機を自動で起動し、放送させるものです。地上回線（有線）と衛星回線（無線）の両方の回線を備えており、災害発生時においても、どちらかの回線により、緊急情報を24時間365日伝達できるようになっています。

日本全国の市町村に整備されているこのシステムにより、国から町の防災行政無線に伝達された情報は、最大限の音量で瞬時に放送されます。防災行政無線の他に、メールシステム等ともリンクしています。印南町では平成30年に最新型のJアラート4への移行を行っています。

また、年に3～4回の頻度で全国一斉の試験放送も実施しています。

### 【システムの流れ】



### Em-Net（緊急情報ネットワーク）

行政専用回線で都道府県・市町村と必要な情報を送受するシステムです。メールと異なり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速に・確実に情報を伝達します。北朝鮮が弾道ミサイルが発射された場合に、Jアラート及びEmネットを使用して、地方公共団体等に情報提供をします。

≪ Jアラートとの違い ≫

Jアラートは国から衛星回線・地上回線を通じて瞬時にメッセージが届き、町内の防災無線等から自動起動により放送を行うシステムです。これに対し、Emネットシステムは役場内部において、事前に登録したパソコンによりメッセージを自動起動するものです。音声による通知はありますが、役場の庁舎内だけのものとなっています。

## ⑨住宅耐震改修事業

### 事業の概要・目的

地震による建物の倒壊被害等を防ぐために、耐震性のない住宅の改修等に係る費用の一部を補助します。今年度も引き続き改修に関して補助内容を拡充して行います。

#### ◆対象者

平成12年5月以前に建築された木造住宅にお住まいの方  
昭和56年5月以前に建築された非木造住宅にお住まいの方



#### ◆内容

- 耐震診断 木造住宅の場合・・・専門家の耐震診断が無料（予算：480,000円）10件分  
非木造住宅の場合・・・耐震診断に要する費用の2/3を補助（補助上限8万9千円）  
（予算：178,000円）2件分
- 耐震補強設計と耐震改修 耐震性が無い住宅の補強又は現地建て替え工事にかかる設計及び改修工事の総合的な実施（補助上限150万円）、移転する場合の除却費用（上限50万円）（予算：8,000,000円）4件分
- 耐震ベッド・耐震シェルター  
設置工事の2/3（補助上限 26万6千円）（予算：532,000円）2件分



#### ◆令和8年度予算

9,318,000円

《根拠法等》

建築基準法・印南町住宅耐震化促進計画  
印南町住宅耐震改修事業補助金交付要綱  
印南町木造住宅耐震診断事業実施要綱

## ⑩ブロック塀等耐震対策事業

### 事業の概要・目的

災害発生時においては老朽化したブロック塀が倒れて、避難路が塞がれる恐れがあります。それらの被害を未然に防ぐため、避難路に面する危険ブロック塀の耐震対策に補助金を交付します。補助率は、9/10を継続して実施します。これは、緊急3か年対策として令和4年度から令和6年度末まで期間限定で行っていた2/3→9/10への拡充を延長するものです。

#### ◆対象者

避難路に面する危険ブロック塀の所有者  
ブロック塀の所有者の親族等  
ブロック塀の所在地の自主防災会



#### ◆内容

- ブロック塀等の撤去  
地盤面からの高さが0.6m（3段積）以上のものでかつ延長2m以上撤去する事業  
撤去費用の9/10（補助率） 補助上限 20万円
- ブロック塀等の改善  
地盤面からの高さが0.6m（3段積）以上のものを、撤去し、生垣又はフェンス等他の塀へ転換する事業 施工費用の9/10（補助率） 補助上限 40万円
- ブロック塀等の補強  
地盤面からの高さが0.6m（3段積）以上のもので、控壁又は鉄筋、鋼柱等で補強する事業 施工費用の9/10（補助率） 補助上限 20万円

《根拠法等》  
建築基準法

印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付要綱

#### ◆令和8年度予算

6,000,000円



## ⑪家具転倒防止器具設置補助事業

### 事業の概要・目的

家具の転倒から居住者の安全を確保するために、家具転倒防止器具の購入・取付けを行う費用の一部を補助します。(上限7,000円)

令和6年度から高齢者世帯等の条件を無くし、町内全世帯の普及に努めています。

#### ◆対象者

印南町内の全世帯

#### ◆内容

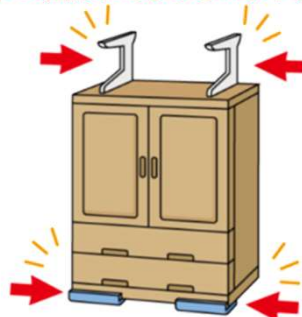
器具の購入・設置に要する費用を補助(補助上限7千円)

#### ◆令和8年度予算

350,000円

《根拠法等》

印南町家具転倒防止器具設置補助金交付要綱



## ⑫感震ブレーカー設置補助事業

### 事業の概要・目的

地震発生後の漏電による電気火災を防ぐために、感震ブレーカーの購入・設置の補助を行います。

#### ◆対象者

印南町内の災害時要配慮者世帯  
(65歳以上の者又は障害者のみで構成された世帯)

#### ◆内容

感震ブレーカーの購入・設置に関する補助事業を実施  
補助上限2万円

#### ◆令和8年度予算

200,000円

《根拠法等》

印南町高齢者世帯等感震ブレーカー設置補助金交付要綱



## ⑬災害時生活用水協力井戸

### 事業の概要・目的

大規模な災害発生時には漏水や浄水場が止まることにより、水道が使えなくなることがあります。水道が使えなくなった場合に、避難生活の生活用水を確保するための協力井戸の確保をします。

令和6年度から登録の推進および、現在登録されている76件の井戸に対して、機能強化を図るために手押し式ポンプの設置や水質検査費用の補助事業を行っています。

#### ◆対象者

生活用水を目的とした井戸の所有者  
井戸を所有する自主防災会等

#### ◆令和8年度予算

1,090,000円



## ⑭ 自主防災会への補助事業

### 事業の概要・目的

印南町では47団体の自主防災組織が結成され、地域の防災力を担っています。自主防災会は年間を通じて、防災訓練や啓発活動また避難路の整備などを行っています。

さらに、防災用の資機材の購入や整備を行っており、自主防災会ごとに資機材の保管庫を設置しています。町ではこれらの取り組みに補助金を交付しています。

### 内容

#### ◆自主防災会活動補助金

(20,000円×46団体+200円×2,676世帯)

各自主防災会ごとに振り分けられ、防災訓練・会議・研修に係る費用(講師謝礼金やお茶代など)や、所有資機材等の点検に係る費用(燃料費や修繕費など)に対する活動費用の補助として基本額20,000円+200円×世帯数を補助金として交付する町内で約2,680世帯が加入しています。



#### ◆自主防災会資機材補助金

(資機材購入・避難路整備等20万×15団体分)

各自主防災会の防災資機材の整備・防災資機材の充実事業・地震津波対策等の特定の目的を定めた補助金。上限20万円 補助率なし

自主防災組織では主に、発電機、投光器、リヤカー、救助用資機材、携帯用トイレ、医療品等を整備しています。

#### ◆令和8年度予算

4,456,000円

≪根拠法等≫

印南町自主防災組織補助金交付要綱

## ⑮ 自主防災組織連絡協議会

### 事業の概要・目的

地域住民の防災活動を円滑に推進するため、町内各地区の自主防災会の相互交流及び情報交換を図るとともに、町や消防団等と連携して防災活動に取り組むために結成された組織です。

### 内容

自主防災組織の活動を促進するために年間に数回の連絡会を開催。防災訓練への意識啓発。印南・切目地区を対象として、大学教授を講師とした、地震・津波ワークショップを年間に数回開催。毎年、年度初めに開催する総会において、自主防災組織の活動方針を定めます。

#### ◆令和8年度予算

500,000円

≪根拠法等≫

印南町自主防災会連絡協議会支援事業補助要綱

## ⑩防災行政無線の整備

### 事業の概要・目的

印南町では普段から、行政からのお知らせや、朝・昼・夕の時報などに関して町内放送を行っています。これを放送している機器を防災行政無線といいます。

町内には**94基の子局**と子局から離れている家に**戸別受信機を323箇所**設置しており、気象警報や、津波警報などの防災情報の提供や行政に関する放送を行えるように整備されています。

役場庁舎に放送システムの親局が設置されており、そこから町内の中継局を経て子局で放送します。通常の放送は、放送室の親局で役場の職員が放送しますが、気象警報や火災通報などの緊急情報については気象庁等や広域消防と連携し自動起動で放送されます。

町のホームページでは、平成29年12月1日から通常の放送を行った内容について掲載を開始しており、放送を聞きのがした方や、耳の不自由な方への対応を行っています。

### ◆内容

防災行政無線の通信設備の保守や、整備点検を行います。また、必要に応じて戸別受信機や子局の増設も行います。

〔無線局一覧〕

親局：役場総務課に設置 子局：町内94箇所に設置（有線含む）

アンサーバック：38箇所（内アンサーバックのみ：7箇所）

中継局：橋免山に設置 再送信局：崎山・田ノ垣内に設置

戸別受信機：323箇所

〔必要経費〕

電波利用料・子局蓄電池交換料・保守点検料 等



### ◆令和8年度予算

7,534,000円

〈根拠法等〉

電波法・印南町防災行政無線管理運用規定

## ⑪アンサーバック整備事業（⑩防災行政無線の関連事業）

### 事業の概要・目的

印南町の防災行政無線のうち**38基**に、情報伝達手段の多様化のためにアンサーバック機器を整備しています。

### ◆内容

町内の防災行政無線38基にアンサーバックを設置しています。アンサーバックは役場との通信や自局放送（アンサーバックの付いた防災無線の拡声器を使用すること）が可能です。

電波利用料・保守料：⑩防災行政無線に含みます。

### ◆令和8年度予算

⑩防災行政無線に含みます。



## ⑱防災行政無線機能強化事業

### 事業の概要・目的

災害時の被害を最小限にとどめるためには、情報伝達が重要となります。災害に関する情報を確実・迅速に住民に伝えるために、発信元となる操作卓の機能強化を行い、住民へのメール配信サービスを開始します。

### ◆内容

昨年度には防災行政無線の発信元となる操作卓について耐用寿命を迎えたため、更新を行いました。この更新に伴い、放送を聞き逃した・町外にいて放送を聞けなかった・放送が聞きづらかったので聞き返したいなどの場合に備えてLINE・メールアドレスを登録していただくと、自動で音声付きで放送内容の確認ができます。また、電話をかけると放送内容を再度聞くことができるサービスも実施しています。

### ◆令和8年度予算

142,560円



LINE登録はこちら



メール登録はこちら

電話で聞き返したいときは  
電話番号:0738-42-1801  
に電話をかけてください



## ⑲職員参集システム（RAIDEN）の整備

### 事業の概要・目的

災害時の迅速かつ確実な参集情報の伝達のため、緊急の自動メールを送信するシステムを整備しています。町職員のほか、一部消防団員の方を対象として配信しています。

### ◆内容

職員参集システム(RAIDEN)の運営会社に委託し、気象警報が発令された際は⑳Jアラートシステムを通じて、事前に登録されている携帯電話に自動でメールが送られてくる。

職員参集システム利用料:基本料32,400円+α

### ◆令和8年度予算

558,000円

## ⑳防災カメラの整備

### 事業の概要・目的

災害時における被災地の情報を確認するために、防災カメラの設置を行っています。現在は、町内6箇所に整備しており、役場からリアルタイムで確認し、津波の発生や土砂災害など災害の発生状況を把握することができます。また、周辺で火災などが発生した際にも、状況をいち早く察知することができます。

### ◆内容

〔設置箇所〕

宇杉・本郷・切目小学校  
正覚寺、切目川防災センター、旧上洞小学校

〔必要経費〕

ネットワーク回線料 月額59,290円程度



〔確認用モニターは、災害時に  
対策本部へ情報を配信します。〕

### ◆令和8年度予算

732,000円

## ㉑庁舎避難所Wi-Fi設備整備事業

### 事業の概要・目的

災害時には役場庁舎は防災の拠点となります。その中で、ネットワーク機器の円滑な運用は非常に重要なものとなってきますが、庁舎の内外においてWi-Fi設備を整備することで、災害時における必要な情報収集・伝達手段を確保し、安心して情報収集ができるインフラ環境整備を行います。平常時は使用が限定されますが、災害時には誰もが使用できるものとなります。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、避難行動や復旧段階での情報共有等がSNSを通じて効果的に実施されたこともあり、ICTを活用した防災の観点から、避難所となる以下の所にWi-Fi環境を整備しています。

### ◆整備箇所

印南避難センター、切目小学校体育館、  
稲原防災センター、切目川防災センター

### ◆令和8年度予算

0円



〔 Wi-fi 〕

## ②無人航空機（ドローン）の整備事業

### 事業の概要・目的

ドローンは、昨今俯瞰的な情報の収集や交通途絶場所の飛行など、陸上のアプローチが困難な場合に、効果的であるとして消防・防災分野においても活用が促進されています。

印南町においても3機を整備すると共に、免許取得者などの人材育成を行い本格的な活用に向けた取り組みを行っています。

#### ◆内容

ドローンの整備による情報収集手段の多様化を行うとともに、操縦者の育成に努めています。

⑳の映像転送装置を活用し、災害対策本部へのリアルタイムでの現地の映像を伝達します。



〔インスパイア2〕

#### ◆令和8年度予算

145,000円

《根拠法等》

航空法

消防防災分野における 無人航空機の活用の手引き(総務省)

## ③災害時ドローン活用強化事業

### 事業の概要・目的

印南町が保有するドローンを活用するにあたり、操作員となる職員が国家資格を取得し、操作技術の向上を図ります。

#### ◆内容

国家資格取得のための講習会を受講し、ドローン操作を行う職員(現在26名操縦可能)のうち、今年度は3名が国家資格取得予定です。

#### ◆令和8年度予算

1,112,000円

## ④映像伝送装置（テレキャスター）

### 事業の概要・目的

災害現場において、専用の端末でインターネット回線によって映像を転送することで、鮮明で迅速に情報の伝達が可能となります。ドコモ、au、ソフトバンクの3キャリアの電波を利用することにより、安定した通信環境を確保できます。

#### ◆内容

〔整備台数〕

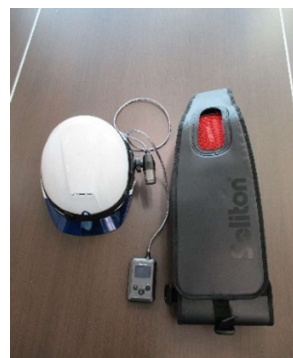
1台

〔必要経費〕

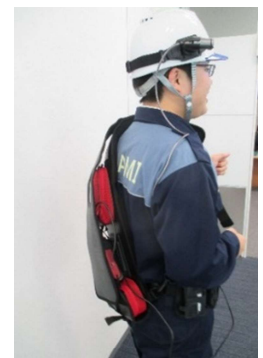
ネットワーク回線料：月額18,000円程度

#### ◆令和8年度予算

258,000円



〔テレキャスター〕



〔運用時〕

## ②5 非常用公衆電話の整備

### 事業の概要・目的

災害発生後に、避難所から安否確認を行うために、非常用の公衆電話を町内11カ所の避難所（計33回線）に設置しています。

設置箇所：切目小学校、稲原小学校、清流小学校、稲原中学校、清流中学校、まづま保育園、カルフル・ド・ルポ印南、弘龍庵、稲原防災センター、切目川防災センター、印南避難センター

### ◆内容

災害発生以後に避難所において開設し、避難者が公的機関や知人等に安否を知らせるために活用します。設置箇所に引き込み線がすでに配備されていますので、本体を繋ぐだけで利用することが可能です。  
注)発信専用の電話です。※本部(役場)には2回線整備



### ◆令和8年度予算

0円

## ②6 衛星携帯電話の整備

### 事業の概要・目的

災害時には固定電話だけでなく、携帯電話も使用できなくなる可能性があります。通信手段の確保として、人工衛星を利用して連絡をする手段として衛星携帯電話を19台配備しています。

### ◆内容

#### 【衛星電話設置箇所】

印南町役場、印南町防災福祉センター、印南避難センター、印南小学校、印南中学校、切目小学校、切目中学校、稲原小学校、稲原中学校、清流小学校、清流中学校、稲原防災センター、切目川防災センター、旧まづま保育園、崎山漁村センター、櫻川集会所、川又集会所



### ◆令和8年度予算

2,188,800円

## ②7 防災緊急電話の設置

### 事業の概要・目的

大規模災害時には通常の電話回線が使用できなくなる恐れがあります。そのような中で、防災の拠点として役場の電話回線のうち、災害時において使用する専用回線を整備し、通信機器の確保を図っています。

### ◆内容

役場庁舎内の特定の電話機に災害時専用の回線を設置。  
防災緊急電話料：月額5,174円

### ◆令和8年度予算

64,000円

## ⑳蓄電池付LED避難誘導灯設置事業

### 事業の概要・目的

災害時に停電になっても電灯が消えないために、バッテリーを取り付けたLED避難誘導灯を設置し、迅速かつ安全な避難行動を支援します。

### 内容

地震・津波対策として南海トラフ巨大地震の津波浸水区域を中心に整備しています。

設置する際には、自主防災会の方と避難路の夜歩きを行い、避難誘導灯の設置箇所を選定します。令和7年度末で**358基**の設置を行っています。

今年度以降改良工事(バッテリー交換)等対応予定。



### 〔設置箇所〕

#### 令和8年度予算

3,514,000円

印南地区	切目地区	山口地区	切目川地区	真妻地区
211基	122基	6基	3基	16基

## ㉑ソーラー避難誘導灯設置事業

### 事業の概要・目的

災害時において、避難経路上の重要な箇所や、避難所となっている施設の敷地内等にソーラー避難誘導灯を設置し、災害時の停電に対応します。

### 内容

町内において**75基**の設置を行っています。

〔その他〕

町内の設置可能な指定避難所への設置が完了。

今後は、地区の要望に応じて設置を行います。



### 〔設置箇所〕

#### 令和8年度予算

修繕費用のみ

印南地区	切目地区	稲原地区	切目川地区	真妻地区
31基	20基	7基	8基	9基

## ㉒海拔表示板設置事業

### 事業の概要・目的

地域住民が居住地域の標高(海拔)を認識し、迅速で安全な避難経路の判断を可能にすることを目的として、その地点の海拔を表示した海拔表示版を設置しています。

### 内容

町内において**404枚**の設置を行っています。

〔その他〕

経年劣化した海拔表示板についてH31・R4で更新



#### 令和8年度予算

0円

### 〔設置箇所〕

印南地区	切目地区	稲原地区	切目川地区
161基	141基	71基	31基

## ③1 防災備蓄倉庫の設置

### 事業の概要・目的

災害時に必要となる食糧、生活必需品及び防災資機材等の物資を、地域の拠点として一括して備蓄、保管するために、令和3年度に新たに設置した島田地区備蓄倉庫（中山王子神社付近）を加え、町内9箇所に防災備蓄倉庫を設置しています。

災害時には、町管理のもと、備蓄倉庫から各地区の避難者へ食糧の配給や資機材を活用していただきます。

今年度には、賞味期限を迎えるゼリー・缶ミルクの更新、及び避難所用の生活用品等について、補充・導入予定。

令和8年度予算

400,000円

### 設置箇所

名称	位置	備考
役場庁舎備蓄倉庫	印南町大字印南2570番地	印南町役場庁舎
印南地区備蓄倉庫	印南町大字印南1307番地	印南避難センター
稲原地区備蓄倉庫	印南町大字印南原4931番地	アグリコミュニティ稲原
稲原西地区備蓄倉庫	印南町大字南谷364番地の1	旧稲原西保育園
切目地区備蓄倉庫	印南町大字西ノ地536番地	切目小学校北側倉庫
島田地区備蓄倉庫	印南町大字島田2930番地	中山王子
切目川地区備蓄倉庫	印南町大字羽六715番地の2	清流小学校プール管理棟
真妻地区備蓄倉庫	印南町大字田ノ垣内150番地の1	旧まづま保育園
要害山倉庫	印南町大字印南1866番地の1	令和6年度整備



印南町役場庁舎



〔印南地区〕  
印南避難センター



〔稲原地区〕  
アグリコミュニティ稲原



〔稲原西地区〕  
旧稲原西保育園



〔切目地区〕  
切目小学校北側倉庫



〔島田地区〕  
中山王子



〔切目川地区〕  
清流小学校プール管理棟



〔真妻地区〕  
旧まづま保育園

## ③② 防災用資機材等の整備 (③① 防災倉庫の整備関連)

災害時において避難所の環境を整え、良好な避難所運営を行うためにはプライバシー空間の確保と、就寝ができる場所が必要です。印南町ではこれらの環境整備のために防災用資機材を整備しています。また、R7年度に熱中症対策の資機材を購入しました。



〔エアマット〕



〔段ボールベッド〕



〔マンホールトイレ〕



〔子供用おむつ〕



〔急速冷却材〕



〔テント〕

## ③③ 非常用備蓄食糧 (③① 防災倉庫の整備関連)

印南町では災害発生時に備え、4,500人の3食3日分に相当する、40,000食の備蓄食糧の整備を行っています。令和3年度に乳幼児・高齢者用の備蓄食糧として長期保存ゼリーを購入、今年度賞味期限を迎えることから更新を行います。また疲労回復効果の高い梅干しも追加で整備しています。令和6年度には新たに乳幼児用の缶ミルクを整備しました。

### 内容

- ・役場庁舎備蓄倉庫：1,000人分
- ・印南地区備蓄倉庫：1,000人分
- ・稲原地区備蓄倉庫：500人分
- ・稲原西地区備蓄倉庫：500人分
- ・切目地区備蓄倉庫：1000人分
- ・切目川地区備蓄倉庫：500人分
- ・真妻地区備蓄倉庫：500人分



〔アルファ米〕  
25,000食



〔長期保存パン①〕  
5,000本



〔長期保存パン②〕  
5,000本



〔えいようかん〕  
2,000箱



〔長期保存水〕  
2ℓ、8,000本



〔長期保存ゼリー〕  
12,000食



〔白干梅〕  
8,000食



〔缶ミルク〕  
200ml 240食

## ③④避難所感染症対策資機材の整備事業（③①防災倉庫の整備関連）

### 事業の概要・目的

災害時には感染症』との複合災害に備える必要があります。避難所内において感染症対策が必要となることから、印南町では各地域の避難所で使用してもらうために下記衛生用品を整備し、防災備蓄倉庫に保管しています。

また、避難所の受付において体温測定が必須となることからサーマルカメラを整備し、現在は役場庁舎、印南町公民館、いなみっ子交流センターに設置しています。

### 衛生用品

避難所運営における感染症対策や、避難者の感染症対策としてマスク・フェイスシールド・サージカルガウン・使い捨て手袋・手指消毒液・トイレトーパー・ティッシュペーパーの衛生用品を整備しました。



〔サージカルマスク〕  
100,000枚



〔フェイスシールド〕  
1,000枚



〔サージカルガウン〕  
5,000着



〔使い捨て手袋〕  
20,000枚



〔手指消毒液〕  
300ℓ



〔トイレトーパー〕  
1440ロール



〔ティッシュペーパー〕  
620パック

### サーマルカメラ

災害時等に感染の恐れがある方は、それ以外の方と居住空間を分ける必要があります。体温測定が必須となります。

避難所の受付において、非接触かつ混雑を避けるためにサーマルカメラを整備しました。

【設置箇所】役場庁舎  
印南町公民館  
いなみっ子交流センター



## ③5 印南町消防団

### 消防団組織概要

印南町消防団は、印南町消防団条例の下設置されており、団長・副団長・分団長・副分団長・機械班長・班長・団員をもって組織され、5つの分団に分かれて印南町全域を管轄しています。

また、水火災その他の災害時に出動し、指揮者の指揮の下、生命・身体・災害の防御及び鎮圧に努めています。

#### ■ 組織構成

印南町消防団の団員定数は印南町消防団条例により、組織構成は規則で定められています。

- 条例定数：225名 実員数 202名（※令和8年4月1日現在）
- 構成：本部及び5分団  
 第1分団（印南）、第2分団（稲原）、第3分団（真妻）  
 第4分団（切目川）、第5分団（切目）



#### ■ 消防団活動

災害を想定した訓練や自主防災組織と連携し、団員の質と技術の向上を図り、また広報活動により、町民への火災に対する意識の向上を図っています。

- 合同訓練
- 分団訓練
- ワークショップへ参加
- 年末特別警戒



## ③6 消防資機材・消防水利

### 資機材・水利の概要

印南町消防団には、消防車両・消防ポンプが配備されており、また自然水利から水の確保が困難な場所には、防火水槽や消火栓を設置し、迅速な対応ができるよう整備されています。

#### ■ 消防資機材

資機材の配備及び消防水利を整備することで、迅速に消防活動が行えます。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ○ 資機材の配備  | ○ 消防水利    |
| 消防車庫 30ヶ所 | 防火水槽 101基 |
| 消防車両 30台  | 消火栓 241基  |
| 消防ポンプ 27台 |           |



## ③7 救急・救助体制

### 救急・救助体制の概要

高齢者や事故が多様化している中、搬送時間の短縮や救助活動を迅速に行えるよう、日高広域消防事務組合への支援や県防災ヘリコプター運航連絡協議会への参加により、救急救助体制の充実を図っています。

#### ■ 広域消防・防災ヘリ

- 日高広域消防事務組合  
 消防署：本部消防署、中津・印南・南部出張所  
 配 備：消防車 20台 救急車両 5台
- 県防災ヘリコプター運航連絡協議会  
 配 備：防災ヘリコプター「きしゅう」  
 構 成：和歌山県防災航空隊、運航管理委託業者、県事務局員  
 活 動：災害応急対策、救急、救助、火災防御活動等

